

一般社団法人おやこリンクサービス 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人おやこリンクサービスと称し、略称を「おやこリンク」とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を茨城県つくば市宝陽台 2 番地 1 0 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、子育て支援を行うとともに、児童の健全育成等の福祉の増進及びこれらの普及啓発等を行い、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 面会交流支援サービスの提供事業
- (2) 面会交流支援者の養成及び面会交流支援者に対する、スクール、講座の企画、立案、運営、管理及び実施事業
- (3) 面会交流支援サービスに関する公的機関等からの受託事業
- (4) 離別のグリーフケアの推進事業
- (5) 育児に関する情報発信、相談及びこれらのサービスの提供事業
- (6) 子ども向けのイベントに関するサービスの提供事業
- (7) こども園・学童クラブの運営
- (8) 保育及び託児サービス事業（個人保育・集団保育・ボランティア保育）
- (9) 子育て親子の交流・集いの場開催事業
- (10) セミナー・講演会の開催事業
- (11) 書籍の出版事業
- (12) 子の監護（面会交流）に関する紛争についてのADRの実施事業
- (13) ADR従事者（手続実施者、事務局員等）に対する研修事業
- (14) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、社員総会に出席し当法人の運営について推進する個人、団体及び法人。議決権あり。

(2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会し、ボランティアスタッフとして登録をした者。議決権なし。

(3) 一般会員 当法人の提供する面会交流サービスを受ける者。議決権なし。

(入会)

第6条 入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申し込み、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 一般会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会が決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了により、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第36条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 附則

(設立時社員)

第37条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

茨城県つくば市宝陽台2番地10

新川てる江

東京都三鷹市下連雀7丁目15番1-504号

平田えり

(設立時役員)

第38条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

理事 新川てる江

理事 平田えり

理事 新川夢運

監事 鈴木純子

(設立時代表理事)

第39条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

新川てる江

以上、一般社団法人おやこリンクサービス設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年10月1日

設立時社員 新川てる江

設立時社員 平田えり